

(随意契約)

第188条 政令第167条の2第1項第1号の規定により定める額は、別表第6左欄に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める額とする。

2 契約担当者は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ、第179条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

3 契約担当者は、随意契約を行う場合で、予定価格10万円以上のときは、2人以上から見積書を徴さなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は、見積書を省略することができる。

(1) 早急に実施を要する生製品の売却で見積書を徴する時間的余裕がないとき。

(2) 官報、新聞その他のもので価格が確定し、見積書を徴する必要がないとき。

(3) その他契約担当者において、見積書を提出させることが困難又は必要がないと認めるとき。

別表第6(第188条関係)

| | |
|-------------------------|-----------------|
| 1 工事又は製造の請負 | 1,300,000円 |
| 2 財産の買入れ | 800,000円 |
| 3 物件の借入れ | 400,000円 |
| 4 財産の売払い | 300,000円 |
| 5 物件の貸付け | 300,000円 |
| <u>6 前各号に掲げるもの以外のもの</u> | <u>500,000円</u> |